

PCB廃棄物対策に関する行政評価・監視 の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成14年8月～15年12月
- 2 調査対象機関 文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、環境事業団、道府県（14）、保健所設置市（9）等

〔勧告日及び勧告先〕 平成15年12月5日 環境省に対し勧告

〔回答年月日〕 平成16年10月29日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）
 - ・ トランス、コンデンサなどの電気機器の絶縁油、加熱・冷却の熱媒体等として幅広く使用
 - ・ 昭和43年にカネミ油症事件が発生。昭和47年に通商産業省の行政指導により、PCBの製造中止、回収。平成12年に蛍光灯のPCB使用安定器が破裂、同種の事件が各地で発生、やけど、吐き気などの被害
- 平成13年7月、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）を施行。PCB廃棄物を保管する事業者には保管及び処分状況の届出等を義務付け
- この行政評価・監視は、都道府県等における保管事業場の実態把握の的確化、PCB廃棄物の保管等の適正化等を推進する観点から、環境省及び都道府県等におけるPCB廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用の状況、事業者におけるPCB廃棄物の保管・処分の状況とその届出状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 233 1111 304">1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業場の実態把握的確化及び届出の励行確保</p> <div data-bbox="165 320 1111 432" style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 328 1093 400">他府省庁から保管事業場の情報を収集し、これを都道府県等に情報提供すること。</p> </div> <p data-bbox="203 448 293 475">(説明)</p> <div data-bbox="165 485 1111 1075" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="203 509 1077 667"> <p>・ 環境省 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のため、P C B 廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用に努める義務あり (P C B 特別措置法第 5 条)</p> <li data-bbox="203 683 1077 841"> <p>・ 都道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="219 722 1077 841">○ P C B 廃棄物を保管する事業者等から、毎年度、前年度の P C B 廃棄物の保管等の状況について届出を受理 (P C B 特別措置法第 8 条) <li data-bbox="219 857 1077 928">○ 環境省は、届出漏れがないよう区域内の事業者等に確実に周知すること等について、都道府県等に通知 <div data-bbox="495 959 1093 1054" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="517 967 1070 1046">平成 14 年 1 月の大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知</p> </div> </div> <p data-bbox="165 1134 1111 1334">○ 環境省は、各種の実態調査により他府省庁が把握している保管事業場に係る情報のうち、一部の情報((財)電気絶縁物処理協会における平成10年8月現在の調査)は収集し、都道府県等に提供しているものの、その他の情報については収集しておらず、都道府県等への情報提供を行っていない。</p>	<div data-bbox="1541 233 2069 272" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1541 233 2069 272">→: 「回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p data-bbox="1137 320 2114 568">→○ 他府省庁から①閣議了解に基づく調査、②電気事業法に基づく届出又は③P C B 台帳による保管事業場の情報を収集することについては、平成15年12月12日に開催した「最終処分場確保等の廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議幹事会」(以下「幹事会」という。)において、各府省庁が把握している保管事業場に係る情報を環境省に提供するよう要請</p> <p data-bbox="1189 584 2114 871">上記③のP C B 台帳による保管事業場の情報については、経済産業省から提供を受け、平成16年3月9日に都道府県等のP C B 特別措置法担当部局(以下「特措法担当部局」という。)に情報提供。また、上記①の閣議了解に基づく調査による保管事業場の情報については、各府省庁に対して情報の再確認と提供を督促中。平成16年11月末を目途に提供するよう再度督促し、情報提供を受けた後、速やかに特措法担当部局に提供予定</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="197 197 1061 229">都道府県等に対し、次の措置を講ずるよう技術的助言を行うこと。</p> <p data-bbox="170 240 1093 405">① 環境省から提供を受けた情報と自ら把握している保管事業場の情報との突合・整序を行い、事業場名簿の的確な整備を図ること。この事業場名簿に基づき、保管事業場に対し、届出を行うよう徹底すること。</p> <p data-bbox="181 448 264 480">(説明)</p> <p data-bbox="159 491 1115 651">○ 調査対象23都道府県等で平成13、14年度ともにPCB特別措置法に基づく届出に係る事業場名簿に掲載されていない1,418事業場を抽出して調査 ○ 平成13、14年度ともに届出義務のある23都道府県等の保管事業場744のうち、両年度ともに届出を行っていないもの (545事業場)</p>	<p data-bbox="1137 188 2114 389">→○ 環境省から提供を受けた情報と自ら把握している保管事業場の情報との突合・整序の実施については、平成15年12月26日に開催した「PCB廃棄物処理に係る各都道府県・政令市担当課長会議」(以下「平成15年12月担当課長会議」という。))において、都道府県等に対し、以下の措置を講ずるよう助言</p> <p data-bbox="1196 405 2114 740">i) PCB台帳による保管事業場の情報と、PCB特別措置法による届出内容とを再度突合すること。 ii) 上記②の電気事業法に基づく届出による保管事業場の情報については、特措法担当部局が経済産業省の各経済産業局から入手し、PCB特別措置法による届出内容と突合すること。 iii) 閣議了解に基づく調査による保管事業場の情報については、入手次第特措法担当部局に送付予定であり、送付された情報とPCB特別措置法による届出内容とを突合すること。</p> <p data-bbox="1189 751 2114 995">なお、平成16年9月17日に開催した「PCB廃棄物処理に係る各都道府県・政令市担当課長会議」(以下「平成16年9月担当課長会議」という。))において、各都道府県等に対し、上記i)、ii)及びiii)の技術的助言に基づき都道府県等が講じた措置の内容について、平成17年3月までに確認のための調査を行うこととした旨を周知。措置が講じられていないことが判明した場合には、その推進を図るよう助言</p> <p data-bbox="1189 1011 2114 1123">また、「PCB廃棄物保管及び処分状況管理システム」(以下「PCB廃棄物管理システム」という。))を構築し、平成16年5月17日から運用を開始</p> <p data-bbox="1189 1139 2114 1474">PCB廃棄物管理システムの運用に当たり、平成16年5月17日、都道府県等に対し、「PCB廃棄物保管及び処分状況管理システムについて」(平成16年5月17日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「課長通知」という。))を発出し、入力を行うよう指示。平成14年度末までの届出に基づくデータについては16年6月末日までに、15年度末までの届出に基づくデータについては16年10月末日までに、それぞれ入力し、環境省に送付するよう指示。なお、平成16年9月担当課長会議において、各都道府県等に対</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 746 1108 850" style="background-color: #e0ffe0; border: 1px solid black; padding: 5px;">② 届出を行っていない保管事業場に対し、督促及びその後の励行指導を徹底すること。</p> <p data-bbox="165 868 264 898">(説明)</p> <ul data-bbox="192 911 1115 1276" style="list-style-type: none"> ○ 調査対象23都道府県等で平成13、14年度ともにPCB特別措置法に基づく届出を行っていない545保管事業場のうち、実地調査した65保管事業場の中には、都道府県等による保管事業場の実態把握と届出の励行指導が適切に行われていないものあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出に係る個別周知が行われていない (47事業場) ・ 届出に係る個別周知は行われているものの、督促が行われていない (15事業場) ・ 督促は行われているものの、その後の励行指導が行われていない (2事業場) <p data-bbox="215 1286 1115 1445">届出に係る個別周知を行っていない理由は、都道府県等の情報収集の範囲が、各種の実態調査の一部に限定されていること、各種調査により把握されている情報の突合・整序による事業場名簿が作成されていないこと等による。</p>	<p data-bbox="1189 188 2119 260">し、PCB廃棄物処理システムへの届出データの入力と送付について再度依頼</p> <p data-bbox="1135 276 2119 563">→○ 保管事業場に対する届出の徹底については、平成15年9月担当課長会議のほか、平成16年6月18日に開催した「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」(以下「主管課長会議」という。)及び平成16年9月担当課長会議においても、都道府県等に対し、PCB廃棄物管理システムを活用して保管事業場からの届出状況を確認し、事業場名簿の的確な整備を図るとともに、保管事業場に対する届出の励行指導を徹底するよう助言</p> <p data-bbox="1189 579 2119 699">さらに、都道府県等における保管事業場に対する届出の励行指導等に資するため、保管事業場向けのPCB廃棄物の保管、管理等に関するパンフレットを新たに作成し、平成16年10月に都道府県等に送付</p> <p data-bbox="1135 754 2119 866">→○ 平成15年12月担当課長会議において、都道府県等に対し、届出を行っていない保管事業場に対する督促及びその後の励行指導を徹底するよう助言</p> <p data-bbox="1189 882 2119 1042">また、主管課長会議及び平成16年9月担当課長会議においても、都道府県等に対し、PCB廃棄物管理システムを活用し、届出を行っていない保管事業場に対する届出提出の督促指導及びその後の励行指導を徹底するよう助言</p> <p data-bbox="1189 1058 2119 1257">なお、平成16年9月担当課長会議において、都道府県に対し、届出を行っていない保管事業場に対する都道府県等の督促及びその後の励行指導の徹底について、平成17年3月までに確認のための調査を行うこととした旨を周知。措置が講じられていないことが判明した場合には、その推進を図るよう助言</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 188 629 217">2 PCB廃棄物の保管等の適正化</p> <div data-bbox="165 229 1111 437" style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px;"> <p data-bbox="203 237 1070 266">都道府県等に対し、次の措置を講ずるよう技術的助言を行うこと。</p> <p data-bbox="176 280 1097 400">① 保管事業場に対する立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定し、計画的な立入検査を実施すること。また、的確な立入検査表を作成するなど立入検査の実効性を確保すること。</p> </div> <p data-bbox="176 448 264 477">(説明)</p> <div data-bbox="176 485 1111 1067" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffe0; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="215 507 1059 576">・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。） <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="237 587 1084 655">○ PCB廃棄物の保管について、特別管理産業廃棄物（注）保管基準の遵守を義務付け <li data-bbox="237 675 1030 703">(注) PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物の一つとして指定されている。 <li data-bbox="237 715 1084 783">○ 特別管理産業廃棄物の保管事業場ごとに管理責任者の設置を義務付け <li data-bbox="237 802 1084 871">○ 都道府県等には、特別管理産業廃棄物の保管事業場に対する立入検査等の権限あり <li data-bbox="215 890 488 919">・ PCB特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="237 930 851 959">○ PCB廃棄物の譲渡又は譲受は、原則、禁止 <li data-bbox="237 978 1084 1046">○ 都道府県等には、PCB廃棄物の保管事業場に対する立入検査等の権限あり </div> <p data-bbox="165 1134 1115 1203">○ 調査対象23都道府県等における保管事業場に対する立入検査の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 1214 1093 1283">○ 立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定しておらず、立入検査を実施していないもの（7都道府県等） <li data-bbox="188 1294 1093 1449">○ 立入検査を実施している16都道府県等のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="215 1334 1084 1449">・ 立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定しているものは10都道府県等。その立入検査実施率は22.3パーセント <li data-bbox="264 1417 1084 1449">一方、同方針を策定していないものは6都道府県等。その立入検 	<p data-bbox="1137 229 2114 477">→○ 都道府県等における保管事業場に対する立入検査の計画的な実施及び実効性の確保については、平成15年12月担当課長会議及び平成16年9月担当課長会議において、都道府県等に対し、i)立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定し、計画的な立入検査を実施すること、ii)的確な立入検査表を作成するなど立入検査の実効性を確保し、適正な保管管理を徹底させることについて助言</p> <p data-bbox="1196 488 2114 651">平成15年12月担当課長会議においては、都道府県等に対し、効果的な立入検査を実施するための立入検査表の例及び立入検査のポイント等を記載した「PCB使用電気機器に関する参考資料（暫定版）」を配布し、周知</p> <p data-bbox="1196 663 2114 778">さらに、平成16年9月担当課長会議において、都道府県等に対し、立入検査項目をより具体的に記載した「PCB廃棄物保管事業場立入検査結果報告書（案）」を配布し、周知</p> <p data-bbox="1196 791 2114 994">なお、平成16年9月担当課長会議において、都道府県等に対し、都道府県等における立入検査の実施方針の策定状況及び的確な立入検査表の作成状況について、平成17年3月までに確認のための調査を行うこととした旨を周知。措置が講じられていないことが判明した場合には、その推進を図るよう助言</p> <p data-bbox="1196 1007 2114 1297">また、課長通知において、都道府県等に対し、平成16年11月末日までに可能な限り保管事業場におけるPCB廃棄物の保管状況について現地確認を行い、その結果に基づき「個々のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況確認書」（以下「確認書」という。）を作成し、当省に送付するよう依頼したところであり、さらに、主管課長会議において、都道府県等に対し、確認書を活用し、立入検査の実効性を確保するよう助言</p> <p data-bbox="1196 1310 2114 1425">なお、都道府県等から送付された確認書の記載内容については、平成16年度末を目途にPCB廃棄物管理システムに追加入力し、先に入力したPCB特別措置法第8条に基づく届出内容と連携</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>査実施率は5.5パーセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査すべき事項が立入検査表に記載されていないことなどから、都道府県等が行っている立入検査で指摘漏れがみられるもの (6都道府県等(14事業場で26事項)) <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② PCB廃棄物の保管事業者に対し、PCB廃棄物の保管について、PCB特別措置法の規定によるPCB廃棄物の譲渡等の禁止を厳正に遵守するよう指導すること。</p> <p>また、PCB廃棄物の保管、管理責任者の設置について、廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物保管基準と管理責任者の設置規定を厳正に遵守するよう指導し、指導に従わない事業者に対しては、改善を命ずるなど、厳正な処分を行うこと。</p> </div> <p>○ 実地調査した23都道府県等の 226事業場におけるPCB廃棄物の保管等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PCB廃棄物の全部を紛失しているもの (2事業場) ○ 自ら保管せず、電気工事業者に譲渡しているもの (2事業場) ○ PCB廃棄物を自ら保管している 222事業場のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB廃棄物の一部を紛失しているもの (3事業場) ・ 保管基準を遵守していないもの (167事業場) ・ 管理責任者を適正に設置していないもの (152事業場) 	<p>→○ 平成15年12月担当課長会議のほか、主管課長会議及び平成16年9月担当課長会議においても、都道府県等に対し、以下の措置を講ずるよう助言</p> <ul style="list-style-type: none"> i) PCB廃棄物を保管する事業者に対し、PCB廃棄物の譲渡等の禁止を厳正に遵守するよう指導すること。 ii) 保管事業場を設置している事業者に対し、特別管理産業廃棄物保管基準と管理責任者の設置規定を厳正に遵守するよう指導し、指導に従わない事業者に対しては、改善を命ずるなど、厳正な処分を行うこと。 <p>なお、平成16年9月担当課長会議において、都道府県等に対し、上記i)及びii)の助言に基づき都道府県等が講じた措置の内容について、平成17年3月までに確認のための調査を行うこととした旨を周知。措置が講じられていないことが判明した場合には、その推進を図るよう助言</p>